

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第二号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、NISA制度の抜本的拡充・恒久化

1 非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、恒久的な措置とする。

2 年間投資上限額について、一定の投資信託を対象とする「つみたて投資枠」は百二十万円、上場株式への投資が可能な「成長投資枠」は二百四十万円にそれぞれ拡充し、両枠の併用を可能とする。

3 一生涯にわたる非課税保有限度額を新たに設定した上で、千八百万円とし、「成長投資枠」については、その内数として千二百万円とする。

二、スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

保有する株式の譲渡益を元手に創業した等の場合に、出資分につき二十億円を上限として株式譲渡益に

課税しない制度を創設する。

### 三、より公平で中立的な税制の実現

1 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のため、基準所得金額から三億三千万円を控除した金額に二十二・五％の税率を乗じた金額が、基準所得税額を超える場合には、超過した差額の追加的な申告納税を求める措置を導入する。

2 国際的に合意されたグローバル・ミニマム課税の導入に向け、所得合算ルールに係る法制化を行う。

3 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等のため、相続時精算課税の基礎控除の創設、暦年課税における相続前贈与の加算期間の延長等を行う。

### 四、その他

適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

### 五、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和五年四月一日から施行する。

なお、本法律施行に伴う令和五年度の租税減収見込額は、約百六十億円である。